

平成28年 2月26日開会

平成28年 3月25日閉会

志太広域事務組合議会

3月定例会会議録

志太広域事務組合議会

平成28年3月志太広域事務組合議会定例会会議録目次

会期及び会期中日程 1

1日目（2月26日金曜日）

1. 出席議員	3
2. 出席説明員	4
3. 職務のため出席した職員	4
4. 議事日程	5
5. 開会	7
6. 開議	7
7. 組合議員の異動について	7
8. 議席の指定	7
9. 会期の決定	8
10. 第1号議案	平成28年度志太広域事務組合一般会計予算	
第2号議案	平成28年度志太広域事務組合看護専門学校事業 特別会計予算	
第3号議案	平成27年度志太広域事務組合一般会計補正予算 (第3号)	
第4号議案	平成27年度志太広域事務組合看護専門学校事業 特別会計補正予算(第2号)	
第5号議案	志太広域事務組合行政不服審査会条例の制定に ついて	
第6号議案	志太広域事務組合情報公開条例等の一部を改正 する条例の制定について	
第7号議案	志太広域事務組合人事行政の運営等の状況の公 表に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	
第8号議案	志太広域事務組合職員の修学部分休業に関する	

条例の制定について

第9号議案 志太広域事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定について

第10号議案 志太広域事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について

第11号議案 志太広域事務組合職員の退職管理に関する条例の制定について

第12号議案 志太広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

第13号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

(1) 提案理由の説明 8

11. 散会 1 1

2日目（3月25日金曜日）

1. 出席議員 1 3

2. 出席説明員 1 4

3. 職務のため出席した職員 1 4

4. 議事日程 1 5

5. 開議 1 7

6. 一般質問 1 7

ア、杉田源太郎 議員

イ、天野正孝 議員

ウ、石井通春 議員

7. 第1号議案 平成28年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 平成28年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算

第3号議案 平成27年度志太広域事務組合一般会計補正予算

(第3号)

第4号議案 平成27年度志太広域事務組合看護専門学校事業
特別会計補正予算(第2号)

第5号議案 志太広域事務組合行政不服審査会条例の制定に
ついて

第6号議案 志太広域事務組合情報公開条例等の一部を改正
する条例の制定について

第7号議案 志太広域事務組合人事行政の運営等の状況の公
表に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

第8号議案 志太広域事務組合職員の修学部分休業に関する
条例の制定について

第9号議案 志太広域事務組合職員の自己啓発等休業に関す
る条例の制定について

第10号議案 志太広域事務組合職員の配偶者同行休業に関す
る条例の制定について

第11号議案 志太広域事務組合職員の退職管理に関する条例
の制定について

第12号議案 志太広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関
する条例等の一部を改正する条例の制定につい
て

第13号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正す
る条例の制定について

(2)質疑 4 0

(3)討論 4 1

(4)採決 4 1

8. 発議案第1号 志太広域事務組合議会会議規則の一部を改正
する規則の制定について

(1)提案理由の説明 4 2

(2)採決 4 2

9. 閉会 4 2

付録

一般質問者及び質問要旨 4 4

平成28年3月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 3月定例会会期 2月26日（金）から3月25日（金）までの29日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
2月26日	金	本会議第1日目 ○開会・開議、会期決定 ○議案上程、提案理由説明 ○議会運営協議会（午後2時20分～） ○議会全員協議会（午後2時40分～） ○議員全員協議会（本会議終了後） 議案説明
2月27日	土	休日
2月28日	日	休日
2月29日	月	休会
3月1日	火	休会
3月2日	水	休会（一般質問・質疑通告期限：正午）
3月3日	木	休会
3月4日	金	休会
3月5日	土	休日
3月6日	日	休日
3月7日	月	休会
3月8日	火	休会
3月9日	水	休会
3月10日	木	休会
3月11日	金	休会
3月12日	土	休日
3月13日	日	休日
3月14日	月	休会

3月15日	火	休会
3月16日	水	休会
3月17日	木	休会
3月18日	金	休会
3月19日	土	休日
3月20日	日	春分の日・休日
3月21日	月	振替休日
3月22日	火	休会
3月23日	水	休会
3月24日	木	休会
3月25日	金	<p>本会議第2日目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○開議、一般質問 ○議案上程、質疑、討論、採決 ○閉議・閉会 ○議会運営協議会（午前9時20分～） ○議員全員協議会（午前9時40分～）

2月26日（金曜日）

○出席議員（16人）

1 番	大 石 保 幸	議員	(藤枝市議会議員)
2 番	石 井 通 春	議員	(藤枝市議会議員)
3 番	杉 田 源太郎	議員	(焼津市議会議員)
4 番	小野田 吉 晃	議員	(焼津市議会議員)
5 番	西 原 明 美	議員	(藤枝市議会議員)
6 番	藪 崎 幸 裕	議員	(藤枝市議会議員)
7 番	小柳津 健二郎	議員	(焼津市議会議員)
8 番	鈴 木 繁 雄	議員	(焼津市議会議員)
9 番	天 野 正 孝	議員	(藤枝市議会議員)
10 番	岡 村 好 男	議員	(藤枝市議会議員)
11 番	鈴 木 浩 己	議員	(焼津市議会議員)
12 番	松 本 修 藏	議員	(焼津市議会議員)
13 番	水 野 明	議員	(藤枝市議会議員)
14 番	太 田 浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
15 番	石 田 善 秋	議員	(焼津市議会議員)
16 番	植 田 裕 明	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
事 務 局 長	高 橋 康 宏	
消 防 長	西 尾 正 巳	
消 防 次 長	平 口 恭 利	

○監査委員

鈴 木 正 和

○職務のため出席した職員

書 記 長	原 木 三 千 年	(藤枝市議会事務局長)
書 記	青 島 悦 男	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	小 林 玲 子	(藤枝市議会議事担当係長)
書 記	遠 藤 明 寛	(藤枝市議会議事担当主任主査)

平成28年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／平成28年2月26日（金）午後3時00分開議

場所／藤枝市岡部支所3階 議場

開会、開議

組合議員の異動について

第1 議席の指定

会議録署名議員の指名

諸般の報告

- ・ 管理者提出議案の受理について
- ・ 例月出納検査及び定期監査結果報告の受理について

第2 会期の決定

第3 第1号議案 平成28年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 平成28年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算

第3号議案 平成27年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）

第4号議案 平成27年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算
（第2号）

第5号議案 志太広域事務組合行政不服審査会条例の制定について

第6号議案 志太広域事務組合情報公開条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

第7号議案 志太広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

第8号議案 志太広域事務組合職員の修学部分休業に関する条例の制定につ
いて

第9号議案 志太広域事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定につ
いて

第10号議案 志太広域事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につ
いて

第11号議案 志太広域事務組合職員の退職管理に関する条例の制定について

第12号議案 志太広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部
を改正する条例の制定について

第13号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午後 3 時00分開会

○議長（植田裕明議員） ただいまから平成28年 3 月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして御報告いたします。

去る 2 月23 日、焼津市の渋谷英彦議員から、一身上の都合により議員を辞職したい旨の願い出がありましたので、志太広域事務組合議会会議規則第72条の規定により、同日、これを許可しましたので、御報告いたします。

これから本日の会議を開きます。

初めに、焼津市選出議員に異動がありましたので、新たに組合議員になられました議員を御紹介いたします。

お名前をお呼びいたしますので、自席で御起立をお願いいたします。

小野田吉晃議員。

○（小野田吉晃議員） 小野田吉晃と申します。ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（植田裕明議員） 以上で御紹介を終わります。

日程第 1、議席の指定を行います。

新たに議員になられた小野田吉晃議員の議席は、4 番に指名いたします。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、6 番 藪崎幸裕議員、9 番 天野正孝議員を指名いたします。

ここで書記長から諸般の報告をいたします。

書記長。

○書記長（原木三千年） 御報告いたします。

初めに、本定例会へ管理者から第 1 号議案 平成28年度志太広域事務組合一般会計予算ほか12件の議案の送付があり、これを受理いたしました。

次に、監査委員から平成27年10月分、11月分、12月分の例月出納検査結果報告書及び平成27年度定期監査結果報告書の送付があり、これを受理いたしました。

以上でございます。

○議長（植田裕明議員） 監査委員から報告のありました例月出納検査結果報告の一覧及び報告書の写しをお手元に配付してありますので、御了承願ひます。

以上で報告を終わります。

受理した報告事件一覧

[監査委員報告]

- 1 志太広域監第9号 平成27年10月分 例月出納検査結果報告書
 - 2 志太広域監第12号 平成27年11月分 例月出納検査結果報告書
 - 3 志太広域監第14号 平成27年12月分 例月出納検査結果報告書
 - 4 志太広域監第15号 平成27年度定期監査結果報告書（別冊）
-

○議長（植田裕明議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期を別紙日程表のとおり本日から3月25日までの29日間としたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（植田裕明議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は29日間に決定いたしました。

日程第3、第1号議案から第13号議案まで、以上13件を一括議題といたします。

管理者から提案理由の説明を求めます。

○議長（植田裕明議員） 管理者。

○管理者（北村正平） ただいま上程されました第1号議案から第13号議案までの13議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、第1号議案 平成28年度志太広域事務組合一般会計予算でございますが、お手元に平成28年度歳入歳出予算書及びその説明資料がございましたら、あわせてごらんいただければというふうに思います。

一般会計予算につきましては、当初予算額59億1,500万円、前年度当初予算に比べ6億6,800万円、率にいたしまして10.1%の減少となっております。

全体の事業概要といたしましては、組合規約に基づき、ごみ処理施設、し尿処理施設の適正な運営管理を行い、ごみ処理・し尿処理を安全かつ安定的に行ってまいります。

平成26年度から本格的に建設に着手した新斎場整備事業につきましては、長期的に安全・安心な施設といたしまして使用できるよう、ガス対策に係る修正設計を行っているところであり、一日も早い供用開始を目指してまいります。また、クリーンセンター整備につきましては、平成26年度から平成28年度までの3カ年にかけて、環境影響評価業務を実施しており、平成32年度の稼働を目標として事業を進めてまいります。

志太消防本部につきましては、消防広域化から3年が経過したところでございますが、引き続き、2市住民の生命、身体、財産を守るとりとして、安心・安全を担ってまいります。

予算の概要でございますが、歳入の主なものは、2市分担金46億6,551万7,000円、ごみ処理手数料等使用料及び手数料2億1,771万7,000円、クリーンセンター整備及び消防救急車両整備に係る国庫支出金2,517万9,000円、消防救急資機材整備に係る補助金等県支出金2,971万2,000円、新斎場施設整備及び消防救急車両整備に係る組合債9億2,170万円であります。

歳出の主なものは、議会費、一般管理費及び企画費2億2,080万4,000円、斎場管理費7,313万2,000円、斎場建設費9億6,920万7,000円、クリーンセンター整備に係る経費等清掃総務費1億4,859万8,000円、高柳・一色清掃工場及びリサイクルセンターに係るごみ処理費11億8,708万4,000円、最終処分場に係る最終処分費3,236万9,000円、藤枝及び大井川環境管理センターに係るし尿処理費5億5,748万3,000円、志太消防本部の運営費等に係る常備消防費23億2,989万2,000円、消防救急車両の整備に係る消防施設費2億8,163万8,000円、組合債の償還に係る公債費1億479万3,000円であります。

なお、地方自治法第214条の規定による債務負担行為、同法第230条第1項の規定による地方債等につきましても所要の措置を講じております。

次に、第2号議案 平成28年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算は、当初予算額1億9,250万円、前年度当初予算に比べ350万円、1.8%の減少となっております。

歳入の主なものは、2市分担金及び榛原総合病院組合負担金1億7,352万円、授業料及び入学検定料1,788万円でございます。

歳出の主なものは、学校の運営管理及び看護師養成に係る経費の看護専門学校費1億8,412万8,000円及び組合債元利償還金の公債費737万2,000円であります。また、看護学校では、平成30年度に向けまして文部科学大臣による認定制度であります職業実践専門課程の認定に向けた取り組みを始めます。これにより今まで以上に地域医療に貢献できる人材の育成、あるいは魅力ある学校づくりを目指してまいります。

次に、第3号議案 平成27年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）でございますが、これは、もしお手元にございましたら補正予算書をあわせてごらんいただければというふうに思います。

一般会計補正予算は、歳入歳出予算の総額から、それぞれ9億8,769万円を減額し、予算総額を56億3,078万3,000円とするほか、債務負担行為及び地方債につきまして所要の補正を行うものであります。

補正内容でございますが、歳入の主なものは、使用料及び手数料420万6,000円、県支出金1,564万7,000円、財産収入584万1,000円をそれぞれ増額し、分担金及び負担金2億9,579万6,000円、国庫支出金219万円、組合債7億1,900万円をそれぞれ減額するものでございます。

歳出の主なものは、総務費、衛生費、消防費、おのおのにつきまして人事院勧告に準じた給与改定による人件費の補正を計上するほか、衛生費について、新斎場施設整備に係る工事請負費、その他各施設関係事業の精算等により9億9,419万6,000円の減額、消防費について焼津市消防防災センターの非常用電源設備改修に係る焼津市への負担金の増額、消防車両整備に係る契約差金の減額等によりまして1,263万2,000円の増額、公債費について678万円減額するものでございます。

次に、第4号議案 平成27年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ63万5,000円を増額し、予算総額を1億9,755万4,000円にするものでございます。

これは一般会計と同様に、人事院勧告に準じた給与改定による人件費の補正を計上するものでございます。

次からは条例関係でございます。今度は議案書にそれが載っておりますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

第5号議案 志太広域事務組合行政不服審査会条例の制定につきましては、行政不服審査法の改正に伴い、審査請求に対する裁決の客観性・公平性を確保するため、附属機関といたしまして志太広域事務組合行政不服審査会を設置するものであります。

次に、第6号議案、志太広域事務組合情報公開条例等の一部を改正する条例の制定については、行政不服審査法の改正に伴い、改正の必要が生じた条例5件についてまとめて改正するもので、不服申立て、異議申立て等の用語の整理等を行うとともに、提出書類の写し、主張書面の写し等の交付に係る手数料の額を定めるものでございます。

次に、第7号議案 志太広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い、字句の改正など所要の改正を行うものであります。

次に、第8号議案 志太広域事務組合職員の修学部分休業に関する条例の制定については、職員の自己啓発の促進を図るため、地方公務員法第26条の2第1項に規定する修学部分休業を導入するものでございます。

次に、第9号議案 志太広域事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定については、職員の高度で専門的な知識及び能力の向上のための自己啓発の促進を図るため、地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業を導入するものでございます。

次に、第10号議案 志太広域事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定については、働きやすい環境を整えることにより職員の確保を図るため、地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業を導入するものでございます。

次に、第11号議案 志太広域事務組合職員の退職管理に関する条例の制定については、営利企業等に再就職した元職員に対し、辞職前の職務に関して離職後2年間は現職職員への働きかけを禁止するなど、適正な退職管理を確保するため、地方公務員法第38条の2の規定に基づき必要な措置を講ずるものであります。

次に、第12号議案 志太広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、地方公務員法の改正に伴い、この法律を引用している条例3件について所要の改正を行うものであります。

次に、第13号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定については、近年の火を使用する設備器具等の技術革新により、必要な設備等を規制の対象に加えるものであります。

以上、13議案につきまして一括して提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（植田裕明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

再開日時をお知らせいたします。3月25日午前10時開議です。

本日はこれで散会いたします

午後3時16分散会

3月25日（金曜日）

○出席議員（16人）

1 番	大 石 保 幸	議員	(藤枝市議会議員)
2 番	石 井 通 春	議員	(藤枝市議会議員)
3 番	杉 田 源太郎	議員	(焼津市議会議員)
4 番	小野田 吉 晃	議員	(焼津市議会議員)
5 番	西 原 明 美	議員	(藤枝市議会議員)
6 番	藪 崎 幸 裕	議員	(藤枝市議会議員)
7 番	小柳津 健二郎	議員	(焼津市議会議員)
8 番	鈴 木 繁 雄	議員	(焼津市議会議員)
9 番	天 野 正 孝	議員	(藤枝市議会議員)
10 番	岡 村 好 男	議員	(藤枝市議会議員)
11 番	鈴 木 浩 己	議員	(焼津市議会議員)
12 番	松 本 修 藏	議員	(焼津市議会議員)
13 番	水 野 明	議員	(藤枝市議会議員)
14 番	太 田 浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
15 番	石 田 善 秋	議員	(焼津市議会議員)
16 番	植 田 裕 明	議員	(藤枝市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
副 管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
看護専門学校長	原 宏 介	
事務局長	高 橋 康 宏	
消 防 長	西 尾 正 巳	
消 防 次 長	平 口 恭 利	

○監査委員 鈴木正和

○職務のため出席した職員

書 記 長	原 木 三 千 年	(藤枝市議会事務局長)
書 記	青 島 悦 男	(藤枝市議会事務局次長)
書 記	小 林 玲 子	(藤枝市議会議事担当係長)
書 記	遠 藤 明 寛	(藤枝市議会議事担当主任主査)

平成28年3月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／平成28年3月25日（金）午前10時00分開議

場所／藤枝市岡部支所 議場

開議

諸般の報告

- ・ 一般質問の通告受理について
- ・ 議員提出議案の受理について

第1 一般質問

第2 第1号議案 平成28年度志太広域事務組合一般会計予算

第2号議案 平成28年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計予算

第3号議案 平成27年度志太広域事務組合一般会計補正予算（第3号）

第4号議案 平成27年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計補正予算
（第2号）

第5号議案 志太広域事務組合行政不服審査会条例の制定について

第6号議案 志太広域事務組合情報公開条例等の一部を改正する条例の制定に
ついて

第7号議案 志太広域事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

第8号議案 志太広域事務組合職員の修学部分休業に関する条例の制定につ
いて

第9号議案 志太広域事務組合職員の自己啓発等休業に関する条例の制定につ
いて

第10号議案 志太広域事務組合職員の配偶者同行休業に関する条例の制定につ
いて

第11号議案 志太広域事務組合職員の退職管理に関する条例の制定について

第12号議案 志太広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部
を改正する条例の制定について

第13号議案 志太広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

第3 発議案第1号 志太広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開議

○議長（植田裕明議員） 皆様、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

ここで、書記長から諸般の報告をいたします。

書記長。

○書記長（原木三千年） 御報告いたします。

初めに、杉田源太郎議員ほか2名からそれぞれ提出された一般質問の通告を受理いたしました。

次に、大石保幸議員ほか14名から、発議案第1号1件の提出があり、これを受理いたしました。

以上でございます。

○議長（植田裕明議員） 日程第1、通告に基づき一般質問を行います。

順に発言を許します。

3番、杉田源太郎議員、登壇を求めます。

杉田源太郎議員。

（登壇）

○3番（杉田源太郎議員） おはようございます。

通告に従いまして一般質問を行います。日本共産党の杉田源太郎です。

さて、今、仮設の斎場の問題、今、地方財政の厳しさから、全国で公共施設のあり方が問われていると思います。私は、この斎場の仮設待合室における湯茶のサービスの問題についてお伺いをいたします。

昨年12月からことし1月にかけて、市民の皆さんより問い合わせが相次ぎました。斎場で火葬時、待合室で用意された飲み物が冷たいペットボトルのお茶だった。温かいペットボトルのお茶だったけれど、普通のお茶は用意できないものか。ペットボトルのお茶と冷たい缶ジュース、これしかなかった。あるいは紙コップでもいいからお急須で温かいお茶を用意できないものなのか等々、寒い時期、待合室での待合時間に温かい湯茶のサービスはできないものか質問いたします。

1、平成27年1月に、仮設待合室、その使用について説明会が、業者から湯茶のサービスについて、湯飲み、お茶わんを持ち込んでの湯茶のサービスは禁止を組合から通知を、そういう要望が出たことですが、組合として、どのように対応したんでしょうか。

2、その後、業者から会葬者への湯茶のサービスを認めてほしいと要求があったとき、組合は業者を集めて意見交換を行っていますが、そこで出た意見を集約して、どのような方針を出したのでしょうか。

3番、きょうの報告資料にもありますが、ガス問題で仮設待合室棟の使用が、ことしの冬も使用される。聞くところによれば、その次の冬も使われるとのこと。市民の要望にどのように応えるのか、今この施設面で問題はありますかお聞きいたします。

最後に4番、湯茶サービスが安全面で問題があるとして、それを許可しなかった。また仮設棟であっても、利用者である市民へのサービスのあり方、これをどう思うのか。またこの公共施設というのは誰のものなのか、その認識についてお伺いいたします。

○議長（植田裕明議員） 当局から答弁を求めます。

管理者。

○管理者（北村正平） おはようございます。

杉田議員にお答えいたします。

初めに、斎場仮設待合室における湯茶サービスについて、この3項目めのガス対策等の工事の延長で、仮設待合棟を当面使用することになるが、利用者である市民の要望にどう応えるか。また施設面に問題があるか。このことと、次の4項目めの仮設待合棟であっても、利用者である市民へのサービスのあり方をどう考えるのか、このことについてお答え申し上げます。

斎場の運営におきましては、利用者でございます市民の皆様方が利用しやすい環境を第一に考えまして、建設中の新斎場におきましても、利用者の方の最後のお別れの過す場といたしまして、厳粛かつ開放的で親しみある施設を基本方針としているところでございます。しかしながら、現段階では同一敷地内において斎場を運営しながらの建設工事という大変制約ある難しい工事の中で、安全を第一に建設を進めなければなりません。仮設の待合棟についても、その制約の中で最大限可能なスペースとしているところでございますが、今までの施設と比べ手狭であることも事実でございます。そのため会葬者の人数も施設の状況に御配慮くださるよう、2市の窓口においてお知らせなどをさせていただき、おかげさまで大きな混乱もなく現在に至っております。

仮設の待合棟に関しまして、利用者の皆様方に御不便をおかけしていることは重々承知をしているところでございますが、工事の期間や状況を考慮する中で、今後も利用者の利便性について最大限努力をまいります。

残りの項目につきましては、事務局長よりお答え申し上げます。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） それでは、私から表題の1項目め、仮設待合棟の使用の説明会において、業者からの要望に対しての本組合の対応についてと、2項目めのその後、業者から湯茶サービスの要望があり、意見交換を行い、意見を集約し、どのような方針を示したかについて、あわせて答弁させていただきます。

斎場につきましては、利用される御家族や御親族、亡くなられた方の御近所の皆さんのほか、葬祭業者が深く関与いたします。特に葬祭業者によるさまざまな手配や準備が葬儀になれない家族や親族にとって、お葬式を滞りなく行うために大きな役割を担ってくれています。

今回、斎場の建設の着手に当たって、斎場を運営しながらの工事ということから、葬祭業者に対し、工事の概要、仮設待合棟の構造や設備、人の動線、駐車スペース等を説明し、工事着工後もスムーズな火葬が営まれるよう、昨年1月に説明会を開催いたしました。

説明会の後、一部業者から、湯茶等のサービスをしたいため、ポットや茶わんの持ち込みの要望がございまして、組合としては一月間の試行期間を設け、その間に利用者の反応や施設の利用状況の確認を行う旨の通知を出し、その後に意見交換の場を設けました。意見交換では、湯茶によるサービスの提供をしたい意見もございましたが、多くの業者の方は、施設の利用状況からペットボトルによる対応に御理解いただいているという意見が出されたことを受け、組合としては業者の取り決めの取りまとめをさせていただきました。

なお、このことについて、利用者から組合に直接苦情等は届いておりません。

以上でございます。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 私はその議事録を事務局からいただきました。そして、その中にも、意見交換の場、そのほかに参加された事業者の名簿をいただいて、その業者を一軒一軒訪ねてまいりました。いま、事務局長の方から説明いただいた内容と同じような回答をいただいているところと、そうじゃないところ、かなり差があるなという感じがしました。その中では、いま言われたように、お客様からは直接クレームはないという業者、残念ながら私時間の都合で7社しか訪問できませんでしたが、その中で、

クレームがなかったと答えた業者は5社でした。で、2社からお客様の方からクレームというか要望としてそういうのが寄せられているというのがありました。その中の1社はアンケートをやられているようで、火葬場に来られた方に、返信用のはがきみたいなものを出していると聞きました。そしてそのところともう1社のところでは、そういう要望があることは伝えたけれど、先ほど報告があった、組合としてペットボトルにしようというふうに通達をしてもらいたいという要望があったけれど、通達じゃないかもしれないけれど、この会議の場でそういうふうに通達して欲しいということがあった。斎場でも場長から説明を受けて、自分も利用もしたのですけれど、そのときはあまり気が付かなかったけれど、今回こういう皆さんからの、市民からの要望を聞いて、逐次待合室から、あるいは焼き場、収骨の所の説明を受けてきました。やはりその中でも、確かに狭いのはわかります。しかし、自分で電気ポット、そういう物を持って行って、少ないかもしれないけれど、その温かいお茶を自分たちで、組の人、あるいは業者の方がサービスをする。狭い中でも、気を付けながらやればできないことはない。ただ、流し場が狭いので、お茶碗等洗うのが大変だから、紙コップでも自分ではできる、そういう風に提案もしたことがある。だけれども、最終的には、それはやめろ、言葉はちょっと違うかもしれませんが、そういう指示があったものでできないと。そういうお客さん、業者はお客さんじゃないですよ、業者は利用者である市民の黒子、ある事業者の方は自分らはサポートする側で黒子なんだと、お客さんの、利用者の方の意見をたくさん聞きながら、できるだけそれに応えていきたい。あるいは今までの経験の中から、あそこの中で、特に仮設という状態の中でもできる範囲のことはやりたいという要望はあったけれど、業者の言葉は直接、上から目線で何か言われているみたいで、もうこれ以上、言うのは嫌だと、言う気にもならなかったという、そういう業者の方が数社ありました。そういうことに対して、組合として最終というか、一番の利用者は市民そのものである。その人たちの声の中にも、そういうことがあったというふうに、その業者に対して、そのやり方、それが競争になるんだ何だかんだと言って、それを抑えてしまうというのは問題じゃないかなというふうに思います。それについて考えを聞きたいのと、今、電気ポットをどうのこうのとありましたけれども……

○議長（植田裕明議員） 議員、一問一答です。

○3番（杉田源太郎議員） はい、すみません。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 今回の件に関しては、仮設ということで、前の場所と比べてスペースが狭くなります。設備もやはり前の施設と比べて、給湯施設も前は各部屋に1個あったのが、今度は集中として全体で1個、その容量も場所もそんなに多くないと。あと給湯につきましても、前でしたらその部屋ごとに使えたのが、今回は容量もそんなに多くないというふうなことで、いろんな形で不便をかけていることは重々承知してございます。仮設というふうな意味合いで設置しているものですから、あくまでも何を優先して仮設の設置をしたかといいますと、今まで利用者数の中で8割以上が60人未満という形でありました。したがって、今回、仮設におきましては60人のスペースは確保しようというふうなことでやらさせていただきました。今までは100人のスペースだったものですから、60人というのはそんなに多くなかったかもしれませんが、やはり60人の部屋でやりますと、60人前後入りますと、やはりある程度窮屈になってしまうというふうなことが当初から予想されております。その中で、もろもろの関係、観点を考えまして、例えばもうお湯も使えなければ、お茶を出す場合にはペットボトルというようなやり方もあるというような話も出たかもしれませんが。実際には、そこら辺のサービスにつきましては、組合としては、あくまでも火葬の最中の待つていただく場の提供をするところでありまして、あとのサービスにつきましては、葬祭業者さんのほうでお願いするというふうな形になっているところから、葬祭業者さんの中での取り決めというふうな形でやらせてもらったのが今の状況でございます。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） その業者の中で、それを決めればよいという答弁だったと思うんですけども、この組合のほうからの議事録になると、この湯茶の、湯飲みを貸してというか、そういうのもできないもので、これはペットボトルにしてくださいという、そういう議事録がありますよね。それは否定されますか。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） すみません、実際問題として、お湯が使えない場合、じゃ、どいうふうな形が想定されるかというのと、ペットボトルでお願いするのが一般的というふうな形の話がされたというふうに思っております。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 先ほども言いましたように、業者の方はお客さんの出席者ですね、その方に対するサービスとして、こういうものができないか、自分でポットを持

ってくる、そしてそこに湯茶、湯飲み茶わんを洗えないんだったら紙コップ、これも用意すると、そういう場所が狭くてないんだというようなことも聞きました。現場を見てきました。確かに狭いですよ。ただ、ワゴンがちゃんと1部屋ずつ置いてあって、そのところにポット、あるいはその下のところに紙コップ、あるいは急須等、そういうのを置くスペースは十分あると思うんですけども、それについては、それでもまだ置けないと言いますか。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 利用者の方の状況とか、あと斎場につきましては、利用される方が一般の公共施設に比べまして、一般の利用者の方の特徴というんですか、やはり高齢の方、あとは体が不自由な方も、ほかの公共施設は利用しないけれども、斎場には来られるとか、あとは子供さん、お子さんなんかは火葬の待っている時間なんかも、1時間半から、準備も含めて2時間弱という時間は待ち切れなくて、やはり動き回ってしまうというふうな、そういうふうな利用者の特徴がございます。成人の方の利用されるふうな施設でしたら、そこまで気を使うこともないんですけども、やはりそういうふうな方々もいらっしゃいます。そういうふうな方々が、例えば、もし万が一、やけどをしたとか転んだり転倒したりというふうになった場合は、どうしても普通の一般の成人の方に比べまして、本人の方、あと周りの方がいろいろ大変になってしまうというんですか、影響になってしまうと。

うちとしては、火葬を行って、その後に葬儀を行っていただくというふうな、特につがなくなつなげていきたい。そのためには、現在、狭いスペースで、設備も不十分な中で、要はあれもこれもでなくて、あれかこれかというふうな状況の中で、何を優先するかというふうなことでの今の状況というふうにご考えております。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） ちょっと質問の趣旨に答えられていないと思うんですけども、私は業者間のサービスの違いがあっても、それはいいんじゃないかと。これは競いの中でもそうですが、そのほとんどが業者がどういうサービスをするのか、そういうものについては業者に任せればいいと。その中で差があってもしょうがない。自分のところでは温かいペットボトルを出しているけれども、どこかが急須を使って温かいお茶を出したとしても、それはいいかもしれないけれども、自分のところとしては、それをペットボトルで続けたいと思うというような答えもありました。

とにかく、そういうお客さん、対応者の状況を見て、それがどうするか、どうのこうのというのは、その業者が判断することであって、組合がああしなさい、こうしなさいと言うべきものじゃない。それは最小限どこなのかというのは、どういうふうに捉えているのかわかりませんが、確かに小さい子供がちらちらしたら危ないかもしれません。ただ、それは喪主の方、あるいは業者の方、そういうところの注意の中で、十分対応できることでもあるんじゃないかなと思います。これについて、例えばこれを制限を外して、組合として、これにしなきゃ、これをやっちゃだめだという、それを外して、業者がもしそういう要求があったら、それを認めるという姿勢はありますか。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 先ほども言いましたけれども、組合としては場の提供が本来の公共施設としての目的でございます。その中で、どのようなサービスを行うか、通常の斎場でしたら、そういうふうな議論もなく、サービスの仕方、あとどういうふうな形でやるかというのは、こちらがどうこう言う話ではございません。ただ、今言ったみたいに仮設であるという、こういう状況の中で、いろいろ御不便をかけているというところから、いろいろお話をさせていただいているということでございます。

サービスにつきましては、先ほども言いましたけれども、業者さんの中での話でございますので、例えば業者さんが、そういうふうに取りまとめして、じゃ、やるよというふうなことであれば、組合としては、それはそれで業者さんの取り決めについては、それを尊重するというふうなことでございます。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 基本的には、業者間に任せるというふうに解釈させていただきます。ただ最初、湯茶、それを用意したいという業者の方も、温かいペットボトルでやって、これで楽になったという言い方は、ちょっと自分たちの今までの提案を否定するようなこともあるかもしれないけれども、もし、それが許可になったとしても、それを実行するかどうかはわからないけれども、やってみたいのはやってみたいなというような答えもありました。

それであと、電気ポットなんかを持って行った場合に、コンセントが2つあって、それを6部屋、多分、冬場はずっと満杯の状態だと思うんですよ。ただ、そのときに各部屋に2つあるコンセント、それを2つとも電気ポットで持って行った場合、電源容量が足らなくて、これは使えないんだという、そういう説明をされているのを聞きま

した。それはどのくらい、6部屋一遍に、例えば1リットルか1.5リットルの電気ポット、それを使ったとしたら、どのくらい電気容量をオーバーするんですか。それに対して、例えば中電だとか、そういうところにそれをアップする、それが利用できるようにするには、どのくらいの工事費がかかる、あるいは使用料がかかるというふうに踏んでいますか。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 電気ポットの関係につきましては、保温と沸かすという、それぞれで使う熱量が変わってきます。ですので、例えば保温というふうなことでやれば、そんなに電気容量は大きくはならないというふうに思いますので、その限りについては可能なところはあると思います。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） ということで、もし、お客様自身がポットを持ってきたという、そういうことも聞きました。そのときは場長としても、それをお客さんに直接、それはやめてくれというふうには言わなかったというふうに聞いています。それでいいのであれば、業者の方がもしやるのであれば、それも認めてもらいたいというふうに思います。

それから、この聞き取りをやる中で、この仮の斎場について、たくさんの、全部言うつもりはありませんけれども、幾つかの質問を受けたというか、組合のほうに対しても意見を言ったけれども、それを聞いてくれないと。今後そういう業者のほうから、あるいは利用者を通じて出てきたそういう意見、そういうものについて聞く姿勢はありますか。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） ガス対策によりまして仮設が長期化してしまいます。市民の利便性とか、今の仮設の大きさだとか、そういうものを動かすとか、そういうふうな、あとは法令上の問題だとか、そういうのはクリアできないものもあると思います。できるところ、できないところ、そういうふうなところについては、仮設をスタートする際にも要望を聞く中で、いろいろ改良したところもございます。もし、そういうふうな意見がございましたら、また事務局のほうに寄せていただければと思います。

ただ、必ずできるかどうかということになりますと、今言ったみたいな状況もありますので、そこはお応えできないところもあります。

○議長（植田裕明議員） 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 細かな出てきた要求は、またお伝えします。ちょっとその中で1点というか、雨の日の対策、このことだけについてを、この湯茶の問題とは直接関係ないかもしれませんが、お聞きいたします。

雨の日に、あの通路がありますよね、収骨場とその待合室の、あそこの屋根が高くて、それでそのひさしが短いということで少し伸ばしてくれたという、それは聞いたんですけども、横風なんかが強いときにはぬれてしまうということで、それから収骨を終わった後、骨つぼですか、それを持って喪主の方、あるいは写真を持って事務所の横の通路を通過して、今度は事務所の横を通過してバスに乗るわけですけれども、その間にずぶぬれになっちゃうと、雨の度合いにもよりますけれども、あそこのところにひさしをつける、あるいは具体的にそういうのが無理であれば、いろんなお店のところで仮の巻き取り式みたいな、そういうものを用意するということは、僕は可能じゃないかなと思いました。そういうところで、バスが2台、終わって帰るとき、あそこのところをバス2台で待っているときに、その2台目のバスに来る人たちも、かなりぬれてしまうということで、そういうところについては、ぜひ検討してくださいと、それは言っているけれども、検討はされてないと。雨の日に、あそこの棺おけが乗ってきた車が入るときに、屋根はついているんだけど、といが中にごみが詰まっていますよね、ジャバジャバ出ちゃっていると。ああいうところの管理というのは、こちらの管理者である組合がちゃんとやるべきだと思いますけれども、ぜひ、また具体的な要求については、またお知らせしますので対応していただくことをお願いをして、一般質問を終わります。

○議長（植田裕明議員） 以上で、杉田源太郎議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。

9番、天野正孝議員。

（登壇）

○9番（天野正孝議員） それでは、通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、クリーンセンター建設に向けたこれまでの経過と新年度以降の計画について、以下4点についてお尋ねします。

最初に、第1点、昨年12月に環境評価調査が終了し、現在は県への評価書提出のための準備書の作成をされていると聞いておりますが、今後の予定について伺います。

次に、第2点、平成21年度からクリーンセンター整備検討委員会で検討し、その後、

処理方式検討委員会によって焼却方式がストーカ式が一番合理的との総括がされたと聞いておりますが、そこに至る経緯と、新年度に向けた情報展開について伺います。

次に、第3点、クリーンセンター整備に向けた地元要望や意見がどのようにあったのか、今後、どのように対処していくおつもりか伺います。

最後に、第4点、今後、設置場所の藤枝市との連携をどのように進めていかれるのか伺います。

○議長（植田裕明議員） 当局から答弁を求めます。

管理者。

○管理者（北村正平） 天野議員にお答えいたします。

御質問のクリーンセンター建設に向けたこれまでの経過と、新年度以降の計画についての3項目めのクリーンセンター整備に向けた意見がどのようにあったか、それに対する今後の対処について、このことをございます。

まず、クリーンセンター整備事業、これにつきましては、地元の皆様に御理解をいただける安心・安全の確保をされた施設計画としていかなくはなりません。これまでの地元説明会や、あるいは先進ごみ処理施設の視察研修時におきまして、地元の皆様から大気環境への影響、あるいは地域交通への影響、また景観への影響、こういうようなことを心配する意見をいただいたところをございます。これらの意見を踏まえまして、何よりも地元の皆様の環境保全面に対する疑問、あるいは不安を払拭するよう、騒音や振動、悪臭はもとより、特に排ガス対策につきましては、国の基準よりさらに厳しく抑えることを基本といたしました環境保全対策を講じますとともに、施設内の積極的な緑化や、あるいは周囲の空間に溶け込むような景観形成に配慮したデザインとしていくよう、計画を策定していく考えでございます。

次に、4項目めの今後、設置場所の藤枝市との連携をどのように進めていくのか、このことをございます。地元の建設合意に向けて、平成26年度から、藤枝市では組合との緊密な連携を図ることを目的といたしまして、クリーンセンター推進室を、ここの建物でございます岡部支所に配置いたしまして、建設に向けた準備業務を進める組合との互いの役割分担の中で推進体制の強化を図りまして、環境影響評価の現地調査、あるいは現地の測量業務などを進めてまいりました。

今後も組合と藤枝市が一体となった取り組みを進めまして、クリーンセンターを地元の皆様、さらには焼津・藤枝両圏域住民の期待に応えるすぐれた施設にしていくために、

今後も誠心誠意全力で取り組んでまいります。

残りの項目につきましては、事務局長からお答え申し上げます。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） それでは、私から表題の1項目め、環境影響評価準備書作成の今後の予定についてでございますけれども、環境影響評価につきましては、平成25年度に着手し、同年11月には手続の第1段階となる方法書の原案についての説明会を仮宿町内会からスタートし、高田、子持坂町内会及び、この3町内会が属する自治会に対し開催いたしました。そこでいただいた意見を原案に反映し、平成26年3月に県に提出しました。以降、静岡県環境影響評価条例に基づく手続を進めてまいりました。そして26年末から第2段階となる1年間の現地調査を開始し、昨年末に終了してございます。

今後は、環境影響評価の第3段階である評価書の作成段階へと手続を進めていくこととなります。評価書の作成段階では、まず現地調査の結果から、クリーンセンター建設による影響を予測し、その予測された結果により環境保全対策などを取りまとめた準備書を作成いたします。この準備書を県に提出する前に、方法書段階の際と同様に地元説明会を開催し、この事業の安全性や必要性を丁寧に説明し、御意見を伺う中で、建設に対する御理解を得てまいりたいと考えております。

次に、2項目めでございますけれども、処理方式を選定した経緯及び新年度に向けた情報展開についてですが、燃やすごみの処理方式については、外部の専門家で組織する処理方式検討委員会を平成23年11月に設置しましたが、この検討会の検討については、地元の皆様の御意見を聴取しながら、処理方式、熔融方式、合わせて5方式の特性について評価いたしました。この評価結果をもとに、組合と2市で組織する整備検討委員会で処理方式の選定について、災害廃棄物対策などの行政の観点も加味し検討を行い、最終的に処理方式を決定いたしました。

検討の内容といたしましては、安定性、信頼性、環境保全性、経済性を評価項目の柱として、27項目を設定し、その評価結果を総合的に判断し、ストーカ式焼却炉が最もすぐれた処理方式であるとの結論に至りました。新年度に向けた情報展開につきましては、現在策定中であるクリーンセンター整備基本計画に位置づけを行いまして、環境影響評価と同時に、地元の皆さんはもちろんのこと、パブリックコメントを行い、広く意見を求めてまいります。

以上でございます。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） それでは、再質問いたします。

まず第1点目の県への評価書提出のための準備書の作成と今後の予定についてでございます。

今、大体、準備書の流れについては認識をしたところでございますが、具体的に県への提出というのは、これはいつになるのでしょうか。たしか稼働後、32年という話をずっと聞いておりますので、その関係でちょっと心配になってお伺いします。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 準備書案でございますけれども、今現在作成してございます。

この準備書案についての地元説明会については、平成28年度の早い時期の開催を目指しております。

県への準備書の提出につきましては、地元の御理解を得られた時点での提出ということと考えております。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） もう一つ、ちょっと視点を変えて、クリーンセンターの稼働に向けた、先ほど私、32年稼働という話をしましたよね。これに向けた今後のスケジュールについて、もう一回、ちょっと深くお伺いしたいなと思います。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 今後、準備書の案の説明会で、地元の皆様に改めてクリーンセンターの安全性を丁寧に説明いたしまして、建設の受け入れに御理解を得た後、環境影響評価や都市計画決定などの各種法令手続を行い、それこそ32年度の施設稼働を目指してまいりたいと思っております。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 32年だけが決まっていて、霧の先にあるような感じがちょっとしますが、最終的に全体を通しまして意見を言わせていただきますので、次に移らせていただきます。

すみません、きょう、花粉症に初めてなってしまいまして、こんな声で申しわけないんですが、まず2点目の焼却方式がストーカ式に至る経緯と新年度に向けた情報展開についてでございますが、ストーカ式の焼却炉という処理方式を、どのような方法で、これは実際に皆さんに広報しているのかという部分、先ほど霧がかかったような感じとい

う言い方をしましたけれども、これがどうもうまく伝わっていないんじゃないかなと思う部分がありまして、この点について再度お伺いします。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 処理方式の公表ということでございますけれども、処理方式については27年、昨年5月29日に決定いたしまして、地元と、あと議員の皆様には御報告させていただいた後に、6月20日に、組合にございますホームページに掲載させていただきました。その後、9月27日でございますけれども、これはうちの広報誌太広域でございますけれども、そこで掲載させて周知してまいりました。

今後、地元合意ができた際におきましては、パブリックコメントはもとより、それこそ2市に協力をお願いしまして、2市の広報等をお願いした周知ということも念頭に考えております。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 広報だとかホームページに提示するとかというのは、非常にわかりづらい部分があるんですよ。それぞれ焼津市も藤枝市も、こういう問題があったときには、必ず出前講座をやったりとか、そういったこともやっていかなきゃならないんです。先ほど言ったように、32年に稼働するわけでしょう。だから、それに向けてやるのであれば、これは本当に早く言ってもらわないと、実際に苦情として聞いているのは、いつストーカー方式に変わったの、どういう方法でやったのというのを盛んに聞かれるわけですよ。この部分について、ちょっと非常に納得しづらい部分があるので、この部分について、ぜひ、これは広報についてはしっかりと検討していただきたいなと思います。

もう一つ、答弁の中で評価項目の27項目というのがあったんですが、これは安全性云々の問題であったと思うんですが、この詳細について、再度ちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） それこそ27項目の詳細ということでございますけれども、項目が多いものですから、ある程度優位性のある項目という形でちょっと説明させていただきますけれども、まず先ほどもありましたけれども、大きく安定性、信頼性、これにつきましては実用性などの小項目を14項目、環境保全性につきましては公害防止性などの小項目を11項目、経済性については工事費等維持管理費の小項目を2項目、以上を評価

項目といたしました。

まず安定性、信頼性でございますけれども、こちらについては全国で最も稼働実績が多いこと、技術導入から50年経過しまして、長期間の稼働実績を有しているということで、確立された技術であること等々から、特に安定性、信頼性にすぐれていると結論づけたものでございました。

次に、環境保全性でございますけれども、ストーカ式焼却炉については、外部エネルギーの消費を抑えることができるものですから、利用可能エネルギーを効率的につくることができる。エネルギー回収にすぐれ、かつ二酸化炭素の排出量が少なく、排出軽減が期待されると。さらにつけ加えますと、建物の高さが抑えられる等々から、周辺環境の調和にもすぐれているというふうに結論づけたものでございます。

最後の経済性でございますけれども、施設建設で施設稼働、後の20年の維持管理に加えまして、焼却灰の処理費を合わせました経費が最も安価であるということから、経済的にも有利であるというふうに結論づけたものでございます。

以上が、特にストーカが優位性となる項目というふうなことで評価したところでございます。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 項目についてはお聞きしましたが、それぞれに、だから点数をつけて当然評価したと思うんですが、これについては、どういう形で対処したんでしょうか、点数的に、こういう点数であるから、ストーカ方式が一番いいんだよ、合理的なんだよと、そういう部分はどうなんですか。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 基本的にはすぐれている、劣っているというところについて、例えばすぐれているものについては二重丸とか、あと普通のものは丸だとかというふうな形の点数をつけていきまして、全体的に評価をしたものでございます。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 普通は、そういう部分というのはある程度の点数分けをして、子供のあれではないんだから、二重丸だったらよろしいよじゃなくて、例えば経済性にすぐれているのであれば、これは5点であるとか4点であるとか、そういった点数をつけながら、比較評価ができないんですよ、その辺については、その部分にもうちょっと細かく分けていただきたいなということを感じて持ちました。

ただ、実際にしっかりとそういつて定めたということで、ストーカー方式になったということは、今の答弁で大體理解はしますけれども、ただ、こういった部分についても、やっぱり一番最初に言ったように、広報の部分で、だからいいんだという部分を知らしめていかなきゃならないというものを、これをしっかりと、これも検討してもらいたいなと思います。

次に3点目、クリーンセンター整備に向けた地元要望や意見についてでございます。これについては、今、管理者のほうから答弁のあった環境保全対策という言葉がありました。これは具体的にどういうことなのかということを、もう一回、ちょっと再度お伺いしたいなと思います。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 環境保全対策ということでございますけれども、当然、目的としては、可能な限りの環境負荷の低減、これを図ることでございますけれども、法令基準値よりも厳しい自主規制値を設け、有害化学物質等の発生を最大限抑制し、万全の環境保全対策を講じていくというものでございます。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） その中で、要は排ガス対策というものがあるわけですよね。これは排ガス対策については国の基準というのがあるはずなんです。この基準に対して、組合としてどういうふうに対応するのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 国の基準に対する対応ということですが、それぞれ法令等に基づきました基準がございます。例えば大気汚染防止法、あとはダイオキシン類対策特別措置法等で基準の法規制値がございます。現在、高柳清掃工場におきましても、排出ガスにおきまして、ばいじん、ダイオキシン類等、自主規制値を設けてございます。クリーンセンターも同様に、環境負荷の低減を図るために、それこそ他の最新の施設等を参考にさせていただく中で、法規制値よりも厳しい自主規制値を設けまして、最大限、有害物質の発生を抑制し、万全の保全対策をとっていきたいと考えております。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 万全の対策をとっていくということですが、国の基準はどうなっているんですか。国の基準というのはどうなっているのかということをお聞きしたかったです。排ガスに対する国の基準があるわけでしょう、当然。ダイオキシン云々と今言

ってもらいましたけれども、要は排ガス対策についての国の基準はどうなっているのかということ再度伺います。

○議長（植田裕明議員） 少しお待ちください。

事務局長。

○事務局長（高橋康宏） すみません、国の基準、法規制値でございますけれども、例えばばいじんでは0.04以下グラム／ノルマル立方メートル、あと硫黄酸化物については17.5以下とか、あと窒素酸化物は250 p p m以下、塩化水素、これは430 p p m以下でございます。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） そうしますと、この国の基準、今の答弁いろいろ聞きましたけれども、国の基準よりもはるかに下げて当然考えているということなんですが、具体的には、どのぐらいの数値を考えているのでしょうか。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） それこそ、先ほども言いましたけれども、今、稼働している最新の機器がございます。それが一つの判断基準にはなってくると思います。そのところを参考にしながら、あとはいろんな要素も加味することもあると思います。そういうのを含めて決めていくというのが今の考え方でございます。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 数字を聞きたいんじゃなくて、だから、そういった自主規制をかなりかけるということで、安心・安全ということを言っているの、国の基準以下に持ってくるのは当たり前だと思うんですよ。その中で、ちょっと疑問になるのは、じゃ、自主規制という部分、今大まかに答えましたけれども、この自主規制については、いつ決まるんですか、それを再度伺います。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） 自主規制値がいつ決まるかということでございますけれども、今後行います説明会におきまして、地元皆様の御理解をいただく中で決めていきます。今の準備書について、地元の皆様の御理解が得られた後に、県に提出いたしますけれども、県での環境影響審査会、あとは県知事の意見を踏まえた後で、建設工事の発注前までには決定していくことで考えております。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 発注までという話ですが、いつになるかというのも、なかなか今の状況だと答えづらいかなという感じがあるので、一応、発注云々の話が出た段階で、当然この議会の中で御説明はあろうかなと思いますので、それを期待します。

最後にすみません、第4点目の設置場所の藤枝市との連携でございますが、全体像は最初の管理者の説明でわかりました。ただ、これからの具体的な連携というものの内容について、再度ちょっとお伺いしたいなと思います。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） それこそ具体的な話になりますと、クリーンセンター推進課、これは藤枝市の窓口としまして、例えば藤枝市の道路事業を初めまして、いろんな事業がこういう事業には絡んでまいります。そこにつきまして、効率的な事業の推進、特に後戻りをしないような形でお互い調整し、連携をとりながら業務を行っていくというふうなことが上げられます。その上ではございますけれども、それこそ焼津、藤枝両市の住民の皆様に見える形で、設置場所であります藤枝市との連携を深めるために、それこそ組合の計画課、あとクリーンセンター推進課、28年度の新体制が間もなく始まります。その中でお互いに高め合って、それこそ情報発信という今、広報の話もございましたけれども、そういうふうなものを含めまして、より積極的な連携をしていきたいと考えてございます。

○議長（植田裕明議員） 天野正孝議員。

○9番（天野正孝議員） 全般的に何かわかったような、わからないような、何かもやがまだちょっと全部はけないんですが、非常に言えない部分というのはよくわかります。ただ、そうですね、広域で行う事業でもあって、なおかつ地元への配慮というものも、これは当然考えていかなきゃならない事業であるのかなということも、これは理解した上で質問しているということは御理解いただきたいなと思います。

あと具体的な時期、これもどこかの段階でしっかりと、やはりあらわしていかなきゃならない。いつ決まったの、稼働は32年というけれども間に合うのかいという話、こういった話もしっかり言って聞くわけですよ。そういった場合は、地元の方ももちろんですけれども、地元以外の方々、地元以外の焼津、藤枝の市民の皆様にも、やっぱり見える化というんですか、情報公開をしていくということを強く求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（植田裕明議員） 以上で天野正孝議員の一般質問を終わります。

それでは、次に進みます。

2番、石井通春議員。

(登壇)

○2番(石井通春議員) 日本共産党の石井通春です。

きょうは、組合が行っている事業の検査体制が万全かについてお尋ねをいたします。

ごみ処理、し尿処理など、組合事業は、どちらかという市民から迷惑施設と捉えられがちですけれども、住民生活にとってはなくてはならないものだと思っております。迷惑施設ゆえに、各市にそれぞれ設置するよりも、一部事務組合として複数の自治体で1カ所の施設で処理をする。私は、基本的にこれまで続けられてきた自治体合併論には賛成しませんけれども、事業によっては、複数の自治体で行ったほうが効果的なものもあり、ごみ処理、し尿処理は、その典型であるというふうに思っております。

ですが一方で、この施設のごみの組成検査、廃棄物処理の水質検査など、組合が所管する事業で行っておりますさまざまな検査体制が本当に万全であるかと。もし万が一ですが、今後、規制値を大きく超えてしまうような事態、もしくはそれを超えても住民に知らされないような事態が後で判明した場合などは、あり得ないことではないというふうに思います。そして、不幸にもそれが現実となった場合には、行政が取り返しのつかない後始末を負わされるわけですし、施設に対する住民の理解を再び得るには、もう途方もない努力が強いられることになると思います。

よって、今回はそうしたことがないように確認を兼ねて、現在の検査体制について質問をいたします。

まず、検査を行っている件数と委託1社だけで行っている件数、多くの事業でさまざまな検査が行われていると思っておりますけれども、それが何件あるのか。

2つ目は、1社だけで行うことで検査の公正性が保てるかという点ですけれども、業者選定を行う際には、随意契約ではなくて競争入札によって、いわゆるなあなあにならない取り組みというものが行われている。入札の参加に当たっても、一定の基準をクリアしている業者であるというふうに思いますけれども、一つの検査を1社だけで行うということには変わりがないというふうに思います。仮にですけれども、その1社が何らかの不備を伴っていた場合はどうなのか。それでその業者が行う検査が正当であるということが、この体制で見抜けるか、公平性が保てるのかということをお伺いいたします。

最後に、検査の公正性を保つためには、検査自体は複数の機関でやるべきではないかと思っておりますけれども、こうした不幸なことがないように、複数の機関で検査を実施をして万全を期すことは必要だと思うという点です。

業者は信頼ある業者であるということは当然でありますけれども、任せきりにせず、念を入れて複数業者で検査をすることは、環境を重視する行政の姿勢を市民にも大きくアピールできることだというふうに思います。ぜひこの複数の業者での機関の検査を実施すべきだと考えますけれども、以上、質問といたします。

○議長（植田裕明議員） 当局から答弁を求めます。

管理者。

○管理者（北村正平） 石井議員にお答えいたします。

初めに、志広組が実施する事業の検査体制は万全か、このうち3項目めの検査機関について、このことについてお答え申し上げます。

組合が業者に委託しております生活環境に係る測定の結果は、国や県に認められた資格を有した業者、技術者、この人たちが定められた方法で測定した数値でございますので、検査の公正性は保たれているものと判断をしているところでございます。

なお、清掃工場における排ガス、あるいは環境管理センターにおける放流水の水質の一部につきましては、運転管理の参考とするために、それぞれの施設独自でも測定を行っているところでございます。さらに、県の中部健康福祉センター、具体的には環境課でございますけれども、この施設立ち入り検査時に、任意に測定が行われる場合もありますので、これらの数値も比較して正確性を維持しております。今後も施設の安全・安心な管理運営に万全を期してまいりたいと考えております。

残りの項目につきましては、事務局長からお答え申し上げます。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） それでは、私のほうから1項目めの検査件数と、1社で行っている件数、そして2項目めの公正性の確保について、あわせて答弁させていただきます。

志広組が管理いたします施設の排ガス、放流水の水質、ダイオキシン類などの生活環境に係る検査については、まず高柳、一色の清掃工場分、次に藤枝、大井川の環境管理センター分、そして藤守、助宗、下之郷の最終処分場、これら3件を委託に出してございます。この委託に関しましては、環境に限らず、計量、測定を行う事業者は計量の基準を定め、適正な計量の実施を目的とする計量法に基づき、計量証明事業所として県に

登録を行わなくてはなりません。また、測定、計量の方法についても、J I S、法律や環境庁の告示等に基づいて実施されまして、その結果については計量法に基づいた計量証明書の発行により報告されることが義務づけられております。このようなことから、環境計量証明事業者として県に登録されているなど、実績のある事業者を指名して入札しておりますので、信頼性は保たれているものと考え、3件とも1社で検査を行っております。

以上でございます。

○議長（植田裕明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） お答えの中で、ダイオキシンのお話がありましたので、ちょっとこの点を確認いたしますけれども、数ある化学物質の中でも極めてダイオキシンというものは毒性が高いものでありまして、私もちょっとインターネットで調べましたが、種類が非常に豊富というか、毒性がたくさんあって、有名なのはベトナム戦争の枯れ葉剤、殺人性だけではなくて、奇形性というんですか、そういうものも生み出すという大変な猛毒とされておって、ですから極めて管理が重要であるというふうに思います。

実際、そのダイオキシンの検査もやられております。もちろんやっているわけですね。決算のときにいただきました資料に、その調査状況も載っておりますけれども、高柳の清掃工場でいいますと、ダイオキシンの排出ガスが、先ほどちょっとお話がありましたけれども、規制値が5ナノグラムというのがあって、その以下の協定値、地元の協定値はそれ以下の1ナノグラムにするというところは定められていて、実際の検査結果はどうだったかという、ほぼ2カ月に1回のペースでやられているわけなんですけれども、月によって差はありますけれども、ほぼ大体0.02とか0.01ナノグラムといった微量ですけれども、規制値は当然下回っていますけれども、微量で検出されてございます。

お答えでは、現在の業者が環境省の調査資格を持つと同時に、法に基づくこうしたダイオキシンの検査を行っているということでございますけれども、当然この基準値というものは、1回の検査自体は規制値よりも下回っておりますけれども、長期間同じ場所で放出されているわけですね、高柳の場合もずっと長いですが、ですから、1回の検査ではもちろん規制値なんですけれども、総量として、この一定量の毒物がその地域に蓄積されている可能性も、1回の検査だけでは、そこが見抜けないというふうに思うんですけれども、先ほど環境省の調査資格を持つ法に基づく検査をしているというふうに言われましたが、ダイオキシンに関しての検査は、総量の検査というところまで

含まれているかどうかということを確認したいと思います。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） ダイオキシン類に関する法制基準でございますけれども、こちらについては、人が生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれのない摂取量というものを、ダイオキシン類対策特別措置法によりまして、それぞれ排出ガスやばいじんに含まれる量を規制値としております。したがって、それぞれの量の測定ということで対応しております。

○議長（植田裕明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） ダイオキシンの特別措置法という法律に基づく数値で、総量としてもクリアしているということですね、その測定をしているということだと伺いました。その根拠となる環境省令というものが、この数値が適切かどうかというのは、これは実は議論があるところでございますけれども、きょうは2項目め以下が主題ですので、つぶさにこれ以上は聞きませんが、基本的にその総量は検査しているということは確認できたと思います。

この質問、委託業者が1件だけでいいかというのが、私のこの質問の主題でありまして、1社だけの検査で公正な検査と言い切れるかという、私は言い切れないからこそ複数の機関でやるべきだというこの質問でございます。

それに対するお答えはいろいろ言われましたけれども、JISに基づいての実施ですとか、環境省の告示ですとか、そういうクリアしていると。その業者が競争入札で選定される。いろいろ言われましたけれども、残念ながら、ちょっと肝心の点が抜けておりまして、この1社だけが検査を実施する、それは言われましたけれども、それで公正かということに対してのお答えとしては、ちょっと物足りないものがあるので確認したいと思いますけれども、その検査は、結局、基本的に国の基準に基づいて行って、計量証明書をこの業者1社は発行するという事です。結局1社だけなんですね。ほかにも各施設ごとで、直で検査をしているということも言われました。例えば高柳の清掃工場でございますと、道路沿いにある、あの掲示板で、毎日掲示もして、検査の結果をあそこで掲示している。あれは直でやっていると思いますけれども、そういうこともしていらっしゃる。これも事実ですけれども、最終的に国からのオーケーというか、お墨つきをもらうのは、この1社だけの業者が出す計量証明書だと思うんですよね、これが基準となっている。県の中部健康福祉センター、環境課のこの施設の立ち入り検査という、

いわば抜き打ち検査もあるようですけれども、これも伺ったところ数年に1回しかないものですから、公平性というところに立つのはちょっと弱いかなと思っています。

先ほどもちょっと言いましたが、仮に、何度もことわっておきますけれども、今そういうことが具体的にあるわけではございません。制度として、あり方として聞きますが、仮に業者が隠蔽とか改ざんを行ったとき、現在のシステムで見抜くことができるか、私はこれは見抜けないというふうに思うんですね。万が一あるかどうかという話だと思いますけれども、体制としてはそういうところはあるかと。今、差し迫ってそういうことがあるということではありませんけれども、体制としてはそうじゃないかと。

もしそうなったら、その後の祭りでは済まない部分があるので、だからこそ複数機関で行うべきではないかというのが質問でございます。この点についてお答えいただきたいと思います。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） それこそ先ほど各施設が運転管理を行う際に、そういう安全な運転を行っているというふうなことで行っている検査もあります。それが一つの基準になりますので、今、委託に出している検査というのは、ある意味、その検査が手前みそではないような形で安全性を担保するような形の検査というふうになっています。

それぞれ自前でやっている検査で、そこでの検査、あと、何年かに1回の立ち入りということでございますけれども、そういう抜き打ちの検査というふうなこともございまして、例えばデータの比較ということは、その中でやっておるというふうに思います。あとは業者に関して言いますと、例えば虚偽、隠蔽みたいな形をした場合については、資格停止だとか、あと登録の取り消し、要は業務に本当に影響が出るような、そういう行政処分なり刑事処分もございまして。そのようなことも含めまして、公平性は保たれているというふうなことでの対応ということで思っております。

○議長（植田裕明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） ですから、県の検査は何年かに1回しかないものだから、公平性が保てるかということ、基本的に1社だけなんです、実態が。計量証明書もその1社が発行するわけでしょう。それから、そんなことをするのは、その業者が隠蔽すれば、その業者が取り消しを食らってしまうので、そんなこと、業者が何も得がないのにやるわけないというようなことも言われましたけれども、過去に業者だけではなくて、国もこの廃棄物情報といったものを隠蔽、改ざんして、取り返しのつかないことが起き

ていることがあるんですね、実態として。

滋賀県の高島市、これはガス化溶融炉、これが崩落してしまったという事故があって、その改修費がかかるようになってしまったと。ところが、その委託業者が改修費を、いろいろごたごたあって負担しないという事態になってしまったと。結果、その基準値を超えるダイオキシンが検出されたんですけれども、それを偽装して隠蔽してしまったんですよね。しかもその有毒物を最終処分場、この場合は大阪湾なんですけれども、そこまで海まで運んで、そこに排出してしまったと。

同じ滋賀県の栗東市、ここは最終処分場の検査なんですけれども、委託業者が許可の区域外にまで埋め立てをしていたと。その後、その業者が自己破産してしまったと。結果、うやむやになってしまって、でも結局、そこに埋めてあるものだから、致死量の20倍以上の硫化水素が後から検出されて、でもそれに対して国が大して問題ないという結論をしてしまったがために、市民の7割が依存する地下水から280倍もの水銀が検出されてしまったと。これは隠蔽とか改ざんがなければ、これほどのひどい状況は当然防げた。後からこれはどうしようといったって、どうしようもないぐらいまでなっている、隠蔽と改ざんというのは、それほど恐ろしいものというふうに思うんですね。

ですから、複数の業者にすることがまず第一であると。少なくとも1社だけが発行するこの計量証明書に対して、第三者機関が検査をすることとか、委託費用が1,000万ぐらい、この検査だけでかかっていますから、費用面で大変であるというところもあると思いますけれども、せめてそういうことでもやれることはあるのではないかと、検査に対する監視体制などの検討を含めて、公平性を高めるためには必要ではないかということとで再度伺います。

○議長（植田裕明議員） 事務局長。

○事務局長（高橋康宏） それこそ今のお話の中では、行政も一緒になった隠蔽みたいな話もありました。行政まで含めた隠蔽という形になりますと、私どもとしては、常に行政というのは市民からの信頼関係で成り立って行政は動いておると思っております。信頼関係が構築されているからこそ、例えば税も納めていただけますし、いろんな形の制約されることも市民の方は行政に従っていただけるというふうに思っています。そういうふうな信頼関係につきまして、私たちも行政としましては、常に信頼関係を維持する努力はしていかなければならないというふうに思っております。

例えば環境面におきましては、地元におきましても十分な信頼関係を得ているという

ふうには思っておりますし、その公平性の、私たちが提示する数値についての公平性も理解していただけるというふうに思っています。ただ、今、いろんな形で状況等がある中では、例えばさらなる信頼関係みたいなところについての構築というのは、やっぱり考えなければいけないところもあるのかなというふうに思います。いろんな形で組合としましても課題として受けとめることが、信頼関係におきましては考えておりますし、今言った検査体制がどのような形が本当に万全なのかというふうなところは、他市とか他の地域の関係についても情報収集というのを図りながら、万全なものを築いていくことは考えるところではございます。

○議長（植田裕明議員） 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 誤解のないように言っておきますけれども、私は組合が行政だからと、組合の行政のあり方を責めているわけじゃない。1社だけの体制が、隠蔽が、そういうことを生み出すこの危険性を言っているわけですね。

でも、今の答弁の最後のほうで重要なことは言われましたように、組合として課題として受けとめる。検査体制、情報は他市の例も学びながら情報収集を図っていくという、万全を期すということですね、そこは触れられました。再三言いましたけれども、これは差し迫ったことがあるわけではないので、これ以上聞きませんけれども、例えば複数業者といっても、高柳の清掃工場ですと、煙突の排ガスの検査は、これを見ますと年12回やっているわけですね。ですから、そのうちの半分を違う業者にして見比べてみるとか、あとはやれることはいろいろあると思うんです。1社だけにするにしても、計量証明書に対する検査機関を設けることを入札の条件にするとか、そういったことも、入札の段階でそういうことを含むことも、そんなにお金をかけずに実現できるんじゃないかなというふうに思うんですね。

複眼的な検査を行うことで、より精度の高い確率で、住民からより理解の得られる検査の実現を要望いたしまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（植田裕明議員） 以上で石井通春議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第2、第1号議案から第13号議案まで、以上13件を一括議題といたします。

これから質疑を行います。通告はありません。

質疑なしと認め、上程議案13件の質疑を終わります。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩中に、議案について討論のある方は通告願います。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

○議長（植田裕明議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから上程議案13件に対する討論を行いますが、通告はありません。

討論なしと認め、討論を終わります。

これから上程議案13件の採決を行います。

初めに、第1号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（植田裕明議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第2号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（植田裕明議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第3号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（植田裕明議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第4号議案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（植田裕明議員） 起立総数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、第5号議案から第13号議案まで、以上9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本案9件は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願いま

す。

(賛成者起立)

○議長(植田裕明議員) 起立総数です。

したがって、本案9件は原案のとおり可決されました。

日程第3、発議案第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

1番、大石保幸議員。

○1番(大石保幸議員) ただいま議題となっています発議案第1号 志太広域事務組合議会会議規則の一部を改正する規則について提案理由を申し上げます。

本件は、近年の男女共同参画の状況に鑑み、志太広域事務組合議会において男女共同参画を考慮した議会活動を促進するため、志太広域事務組合議会会議規則の一部を改正し、出産に伴う会議への欠席に関する規定を設けるものであります。

また、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、項ずれが生じたため、第15条について所要の改正を行うものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長(植田裕明議員) 以上で提案理由の説明は終わりました。

本案は、私を除く15議員による発議ですので、質疑、討論のいずれも省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植田裕明議員) 異議なしと認めます。

したがって、本案は質疑、討論のいずれも省略することに決定いたしました。

これから発議案第1号の採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(植田裕明議員) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(植田裕明議員) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、平成28年3月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時22分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員

付 録

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
<p>(3)</p> <p>杉 田 源 太 郎</p> <p>議 員</p> <p>(質 問 方 式 一 問 一 答)</p>	<p>「質問」</p> <p>1. 斎場仮設待合室における湯茶サービスについて</p> <p>昨年12月から今年1月にかけて市民より問い合わせが相次いだ。斎場で火葬時「待合室で用意されていた飲み物が冷たいペットボトルのお茶だった」「温かいペットボトルのお茶だった。普通のお茶は用意できないものか」「ペットボトルのお茶と冷たい缶ジュース」「紙コップでもいいからお急須で温かいお茶を用意できないものか」・・・寒い時期、待合室での待ち時間に温かい湯茶サービスはできないものか質問します。</p> <p>(1) 平成27年1月に仮設待合棟使用についての説明会で業者から湯茶サービスについて「湯呑み、お茶を持ち込んでの湯茶サービスは禁止を組合から通知を」との要望がでたとのことだが、組合としてどのように対応したか。</p> <p>(2) その後業者から「会葬者へ湯茶サービスを認めてほしい」と要求があったとき組合は業者を集めて意見交換を行っているが、そこで出た意見を集約してどのような方針を出したのか</p> <p>(3) ガス問題で仮設待合棟が今年の冬も使用されるが、利用者である市民の要望にどのように応えるのか。施設面で問題はあるか。</p> <p>(4) 湯茶サービスが安全面の問題としてそれを許可しなかった。仮設棟であっても利用者である市民へのサービスのあり方をどう思うか。公共施設は誰のものか。</p>	<p>管理者</p>

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(9) 天 野 正 孝 議員 (質問方式 一問一答)	<p>「質問」</p> <p>1. クリーンセンター建設に向けたこれまでの経過と新年度以降の計画について</p> <p>クリーンセンターについてこれまでの経緯と今後の予定について以下4点についてお尋ねします。</p> <p>(1) 昨年12月に環境評価調査が終了し、現在は、県への評価書提出のための準備書の作成をされていると聞いておりますが、今後の予定について伺います。</p> <p>(2) 平成21年度からクリーンセンター整備検討委員会で検討し、その後、処理方式検討委員会によって焼却方式がストーカー式が一番合理的との総括がされたと聞いておりますが、そこに至る経緯と新年度に向けた情報展開について伺います。</p> <p>(3) クリーンセンター整備に向けた意見がどのようにあったのか、今後どのように対処していくおつもりか伺います。</p> <p>(4) 今後設置場所の藤枝市との連携をどのように進めていかれるのか伺います。</p>	管理者

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(2) 石 井 通 春 議 員 (質 問 方 式 一 問 一 答)	<p>「質問」</p> <p>1. 志広組が実施する事業の検査体制は万全か</p> <p>ごみの組成検査、廃棄物処理の水質検査など、組合が所管する事業で市民生活を守るべく様々な安全検査を行っているが</p> <p>(1) 検査を行っている件数と委託1社だけで行っている件数。</p> <p>(2) 1社だけで行う事で公正性が保てるか。</p> <p>(3) 検査の公正性を保つために複数の機関でやるべきでないか。</p>	管理者